

かい ぎ ろく
会 議 録

へいせい ねんど
平成30年度

だい かい おおたくしやう しゃさべつかいしやうしえんちいききやうぎかい
第1回大田区障がい者差別解消支援地域協議会

へいせい ねん がつ にち
平成30年8月8日

おお た く
大 田 区

1 開会

(石渡会長) おはようございます。今年度第1回目の大田区障がい者差別解消地域支援協議会のスタートになります。

差別解消ということにつきましては、本当に、障がいがある当事者の方たちのお気づきとか、それから、それをどう変えていくかというようなところが本当に大きいなというのも、私も幾つかのところにしかかわらせていただいて、実感しております。また、そういう当事者の方の体験などを、この大田区のまちづくりにどう生かしていけるかを、この協議会で検討できたらと思いますので、どうぞ、改めてよろしく願いいたします。

それでは、次に、福祉部長からご挨拶をお願いいたします。

(福祉部長) 皆様、おはようございます。ご紹介いただきました大田区福祉部長の今岡でございます。区を代表して、挨拶をさせていただきます。

本日は、足元のお悪い中、またお忙しい中、お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

この会議は、差別の解消に係る事例等からいろいろなことを学び、さまざまな立場の人たちがお互いに理解・協力をし、障がい者の差別をなくすために、どのように取り組んでいくべきかということ話し合う場でございます。昨年度の第2回目の会議から、障がいのある方々ご本人たちにも委員として加わっていただいております。今日も参加をしていただいております。障がいのある方ご本人の視点、さまざまなご意見等もいただきながら、差別の解消に向けた取組を考えていきたいと思っております。

また、後ほどご報告をさせていただきますが、東京都で「障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」がつくられておりまして、今年の10月1日から、これがスタートするということでございます。この条例のスタートに合わせて、東京都もさまざまな啓発活動等を行うということでございますので、区も、その動向を十分注視しながら、取組を進めてまいりたいと思っております。

大変簡単ではございますが、私からの挨拶は以上とさせていただきます。

本日は、いろいろと活発なご意見交換のほど、よろしく願いいたします。

(石渡会長) ありがとうございます。

それでは、次々に従いまして、次に、事務連絡ということで、配付資料の確認、それから、新委員の委嘱について、事務局からお願いいたします。

(障害福祉課長) 障害福祉課長の酒井でございます。よろしく願いいたします。

本日、会議録の作成のために録音をさせていただきます。ご了承願います。

それでは、以後、座ってご説明をさせていただきます。

配付資料については、今回の会議から事前にお送りした資料をご持参いただくようお願いをしておりますが、皆様お持ちいただけているという確認をさせていただきましたので、割愛させていただきます。続きまして、新委員のご紹介のほうをさせていただきます。資料番号の1番と、もしよろしければお手元に座席表のほうをお配りしてございますので、そちらを見ていただければと思います。資料番号1番のところ、右側欄外に印のついてある委員の方が、今回、変更になった委員の皆様でございます。5名変更になりましたので、ご紹介をさせていただきます。なお、ご紹介をした方につきましては、後ほど自己紹介をいただきますので、よろしく願います。

名簿の上から順番に、大田区社会福祉協議会事務局長の中原賢一様でございます。

続きまして、城南特別支援学校長の山崎久美様でございます。

続きまして、田園調布特別支援学校PTA会長の鈴木久美子様でございます。

大田区自治会連合から、新井宿自治会連合会長の鈴木英明様でございます。

大森公共職業安定所統括職業指導官の佐藤和喜様でございます。

以上の方々でございます。

新しく委員となられた5名の皆様には、区長から委嘱状をお渡しすべきところですが、机上に配付させていただいておりますので、これをもって、委嘱とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

(石渡会長) ありがとうございます。

そうしましたらば、新しく委員になられた5人の方に、自己紹介をお願いしたいと思います。よく存じ上げている方が多いのかなと思うのですが、社協のお立場で、中原委員をお願いいたします。

(中原委員) 皆様、今ご紹介いただきました大田社会福祉協議会事務局長の中原でございます。

社協は、地域福祉を住民の立場から進めるとするのが使命だと思っています。そして、また、おおた成年後見センターを運営して、実施しておりますので、その立場からこの協議会に参加して、成年後見センターの状況等も、機会がありましたらお話をしたいというふうに思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

(石渡会長) ありがとうございます。

そうしましたらば、城南特別支援学校の山崎委員、お願いいたします。

(山崎委員) この4月に城南特別支援学校の校長として着任いたしました山崎久美です。よろしくお願いいたします。

城南特別支援学校は、肢体不自由の特別支援学校で、小中高と今年度、35学級131名の児童・生徒が通っております。今年で50年目を迎えて、来年度、50周年の周年行事を行うことになっております。

東京都では、医療的ケアのお子さんたちの教育の充実ということで、今、2学期から医療的ケアの専用車両を走らせるということの準備を進めていまして、またいろいろな児童・生徒のところで充実を図っているところです。このような会議に参加させていただいて、いろいろな面で勉強して、また充実に図っていきたくと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

(石渡会長) ありがとうございます。

そうしましたら、お隣の田園調布特別支援学校のPTAのお立場で、鈴木委員。

(鈴木久美子委員) 今年の4月から着任をいたしましたPTA会長の鈴木でございます。

田園調布特別支援学校は、知的障がい的高等部のみの学校です。人数的には120名ほどです。田園調布ということで、田舎のほうの多摩川のへりのところで、雨が降ると、川がちょっと氾濫しそうなところで、割かしこぢんまりとやっています。

今回は、知的障がいの保護者の代表ということで、こちらの会議に参加をさせていた

だきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(石渡会長) ありがとうございます。

そうしましたらば、次に、大田区自治会連合会のお立場で、鈴木英明委員。

(鈴木英明委員) 大田区には、217の町会があります。それが18の連合会に分かれています。ここは新井宿連合会、特に医療と福祉のまちと言われるところなのですが、その目玉が、この障がい者総合サポートセンターでございます。私、新井宿の連合会の会長もやっております、残念ながら何もわかりませんので、今、一生懸命勉強して、皆さんと一緒にいい社会がつかれるように努力したいと思ひます。

私、前職が飛行機に乗ってまして、米国のサービス業だと、差別は、される側が感じることも、要は業界で言うとペナルティーが出るのです。だから、そのサービスと差別の関連が、すごい米国ではしっかりしているなどというようなことを感じてます。

そんなこともまた含めて、今後、一緒に皆さんと取り組んでいきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(石渡会長) ありがとうございます。

そうしたら、大森の公共職業安定所の佐藤委員、お願ひいたします。

(佐藤委員) 大森公共職業安定所専門援助第二部門の佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。ハローワークと言ったほうが、今は通りがよくなっているかと思ひますけれども、ハローワーク大森ということで、ここから歩いて20分くらいのところで日々業務を行っております。

私の担当は、障がい者の就労支援、雇用促進ということで、実際の職業紹介等を行っている部門なのですが、すぐ隣に雇用指導官という企業指導、企業支援を担当している者とタッグを組んで、企業側から、あと、障がい者側から、就労支援、また、その後の定着支援を、日々業務として扱っております。雇用の関係のほうから、少しでも力に、お役に立てればということで、参加をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(石渡会長) ありがとうございます。

そうしたら、新しい5人の委員に自己紹介をしていただきまして、また心強いメンバーが入ってくださったかと思ひます。またよろしくお願ひいたします。

2 議題

(石渡会長) それでは、次第2の議題に入らせていただきます。

まず、「(1) 障害者差別解消法に係る相談状況について」、事務局からのご説明をお願ひいたします。

(障害福祉課長) それでは、委員のご変更もございましたので、改めて、説明の前に、この会議の進め方の部分を皆様と共有させていただきながら進めてまいりたいと思ひます。資料2をご覧ください。こちらの1番から4番の部分につきましては、後でお読みいただければと思ひます。資料裏面の会議の進め方の部分について、ご確認を皆様とさせていただきまして、その後、相談状況の説明に入ってまいりたいと思ひます。

まず、資料2の5番、会議のすすめ方の部分の(1)会議の開催についての⑤番から⑦番

までを読み上げさせていただきます。

希望する委員の方には、当日の会議の内容について事前に説明を行います。こちらにつきましては、必要とされる委員の皆様にご説明をさせていただきました。

次に、会議につきましては公開にしておりまして、委員や区の出席者以外の方でも傍聴することができます。傍聴の方につきましては、発言はできませんということを書いてございます。

次、⑦番でございます。手話通訳者や要約筆記者等の配置を必要に応じて行いますというところでございます。

続きまして、会議の進行の部分の③から⑤の部分を読み上げたいと思います。

発言をされたい委員の方は、手を挙げていただければと思います。会長が発言の方を指名するということになります。

会長に名前を呼ばれましたらマイクをお渡しいたしますので、各委員のご発言をしていただければと思います。また、発言の際には、最初に自分のお名前を言っていただければと思います。例えば、障害福祉課の酒井です、という形で自分の名前を言ってから、ご発言をいただければと思います。

また、ゆっくりとわかりやすい言葉で話すように心がけていただければというところでございます。

後、こちらの会議の進行の部分の最後の⑧番の部分でございますけれども、1時間を超える会議の場合は、途中で10分程度の休憩を含めて運営をさせていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、最後になります。配付資料のところの(3)の④番でございます。会議資料と議事録は、会議終了後、区のホームページに掲載をします。また、障害福祉課、各地域福祉課、障がい者総合サポートセンターでも閲覧ができるようにしております。

続きまして、相談状況の説明に入らせていただきます。皆様、資料3をご用意いただければと思います。

それでは、昨年1年間で受け付けをいたしました障害者差別解消法に係る相談の内容につきましてご説明をいたします。区のいろいろな部署で受け付けをいたしました相談につきましては、資料の3と4にまとめてございます。全体で、昨年度1年間で26件の相談がございました。

資料の3番は、相談1件ごとにつきまして、いつ受け付けをしましたか、また、相談をされた方はどのような方でしょうか、相談された内容、その相談を受けてどのような対応をしたか等について、一覧でまとめさせていただきます。

資料4番は、どのような方法で相談してきたのか、また、窓口にいच्छやったのか、電話でご相談されたかなどを、月ごとにまとめた集計という形で記載をさせていただきます。

資料3の4ページの受付番号の21番までにつきましては、昨年度の1月の会議のときに上半期分といたしまして、昨年4月から9月まで受け付けた分ということで、既にご報告をさせていただきます。その後、昨年の10月から今年の3月までの間に、新たに5件の相談が寄せられております。

本日につきましては、先ほどもご説明しましたように21番までのご報告をさせていただきます。

すので、こちらの新規案件の中の5件の中から、6ページの25番の事例につきましてご説明をさせていただきます。

こちらの事例でございますけれども、精神に障がいのある方がアパートに入居しようとしたときにあった事例でございます。契約のときに、障がいがあるかどうかということを探ねられたそうでございます。そのときご本人は、障がいがないとお答えになったそうでございます。そして、アパートに入居した後、「精神の病気があります」とお伝えになったところ、「契約をするときに障がいはないと言いましたね」と、ちょっと言葉は悪いですが、その当時の言葉で言うと「それは、うそをつきましたね」という言葉で返されたそうでございます。不動産業者に、うそをついたことを理由に、アパートを出ていってくださいと言われ、トラブルになったということでございます。

こちらの相談を受けまして、区の対応といたしましては、相談者の方に無料相談や国土交通省の窓口をご案内したそうでございます。また、所管をしております区の建築調整課という部署から宅建協会の大田支部に調査をお願いしました。さらに、全国賃貸住宅経営者協会連合会発行のパンフレットを取り寄せて、宅建協会に配付させていただくとともに、法の趣旨の周知を図ってまいりました。

その後、相談者の方と不動産業者の方で話し合いを重ねまして、最終的には、大家さんから、アパートを出ていくことについてはしなくていいですよということでご理解をいただきまして、その後、こちらのアパートのほうでご入居を継続されているということでございます。

その他の部分につきましては、本日、時間の関係もありまして、事務局からのご説明は割愛をさせていただきます。

以上、相談事例についてのご説明でございます。

(石渡会長) 石渡です。

ありがとうございました。上半期に比べると、相談件数が減っているのかなというようにおもいました。今、典型的な事例とも言えるかと思うのですが、25番の方についてご説明をいただきました。

今、ご説明いただいた事例についてのご意見でもいいですし、それ以外のところでも結構ですので、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。

それでは、吉田委員、お願いいたします。

(吉田委員) クッキングワーク街の駅にいます吉田哲史と申します。自分は今、定時制高校に通っています。

この事例、不動産屋で、契約時に障がいがないとうそをついたとのことで、自分もこの方の気持ちがよくわかります。自分は、学校で、ほかの生徒には障がいがあることを隠しています。一度、ほかの生徒に、会話の話の流れで、吉田さんは障がいを持っていますかと聞かれ、持っていないとうそをつきました。なぜうそをついたかということ、自分が精神疾患を持っていることがばれて、差別され、偏見の目で見られる恐怖感があるからです。また、学校内の会話の中に、冗談で、「おまえ、頭がおかしいから精神病院に行け」「おまえ、病んでいる人みたい」など、偏見と感じられるような言葉が目立ち、余計に自分の障がいのことが気になってしまいます。

今回、この事例では、もしこの方が不動産屋にうそをつかなかつたら、家を借りること

ができなかったと私は思います。もし自分の立場だったら、この方と同じように障がいのことを隠していたかもしれません。

自分としては、みんなが障がいについての正しい知識や理解を深め、障がいに対して差別、偏見なく、安心して暮らせる社会になることを祈っています。

以上です。ありがとうございました。

(石渡会長) 石渡です。

吉田委員、ありがとうございました。この事例についてだけではなくて、吉田委員ご本人の体験などもご紹介いただいて、きっと委員の皆様、今の吉田委員のご発言でいろいろ考えさせられたのではないかなと思います。

では、川崎委員、お願いいたします。

(川崎委員) 精神の家族会の川崎です。

やはり今、吉田さんが言ったように、精神障がい者に対する差別というのは、どちらかというと偏見から来るのです。大体、普通の方が今、彼を見て、彼が精神障がい者なんてわからないわけなのです。地域生活をしている人が非常に多い中で、やはりこうやってうそをついて生きていかななくてはいけないというのが、精神障がい者の立場です。

例えば、今日、労働局の方がいらしていますが、やはりオープンにしないでクローズで雇用をするという方も多々あると思います。私を感じますのは、一般の方が精神障がい者をどういうところで知るかということ、やはり報道なのです。新聞とかマスコミで、事件の加害者としてどうしても精神障がい者がクローズアップされる。だから、精神障がい者と聞いただけで、何か悪さをするのではないかと感じてしまう。そういう偏見をどうやってとつたらいいか、いろいろと私ども努力をしています。事件を起こす人は、本当に一握りの人であって、ほとんど多くの方が普通にいるよということを、この参加の方はもちろんですけれども、一般の方にも理解をしてもらいたい。都では、差別解消法を受け、条例に向けていますよね。条例は、あれば全て公平であるということをやっておりますので、大田区でも、障がい者の権利条約をぜひともつくっていただきたいなという思いであります。よろしく願いいたします。

(石渡会長) 川崎委員、ありがとうございました。今の吉田委員のご発言を受けて、またいろいろご説明をいただきました。

本当に精神障がいの方について報道で知るとき、この事件の加害者というような報道になってしまうのですけれども、本当にそういう方はごくごくまれですし、やっぱりそういう状況に追い詰められて、そういうことにもなってしまうというようなことをお聞きしますので、やはりこの地域のあり方とか、社会のあり方が大事になってくるのかなと思います。今の吉田委員の、学校の中でも精神障がいを隠さなければならないということですか、あるいは、お友達に「おまえ、病気なんじゃないか」みたいに言われたりするなんというようなご発言があったんですけれども、このあたりについて教育のお立場から、山崎委員、補足していただけるようなことがあったら、お願いできれば。

鈴木委員ももし補足がありましたら、お願いしてよろしいですか。

(山崎委員) 本校は肢体不自由のお子さんで、知的の障がいのあるお子さんもいるので、そういうところでは、学校教育の場合でも、やっぱり人権のところの大切さは出ていまして、毎年職員も研修を受けています。いじめの問題とか、職員の状況とかを学校として日々

重要視しています。そういう中では、校内でのやはりいじめはないところです。けれども、障がい者の学校の中での統計を見ると、やはり嫌な思いをしているというお友達からの発言とか、知的な高等部とかではそういう数字も出ているところです。そういう点では、教職員もその状況を把握しながら、指導に徹するというところともあわせて、保護者の方々、地域の方々も、苦勞されている部分もあるので、そこのところを、一緒にPTAの方々とも協力をしながら、お子さんたちが成長できる環境を整えなければいけないと思っております。

(石渡会長) ありがとうございます。

鈴木委員、何か補足ありますか。お願いいたします。

(鈴木久美子委員) そうですね、うちは知的障がいの高等部の学校になりますので、この前も、学校の中の会議では、いじめのアンケートということでとったということで、その回答では、うちの学校ではいじめはありませんでしたという回答だったんです。けれども、微妙な難しいところですよ。知的障がいなので言える子と、やっぱり言えない子とありまして、軽い子の中では、バスの中で、通学の中で、いじめとはちょっと違うとは思うのですけれども、ちょっと差別的なことが保護者から見たらあたりすることもあります。特にひどいということはないのですけれども、身体のほうの学校とはちょっと違う、微妙な難しさが、伝え方が難しいということがあっておもうと思います。

目立ったところでは、ちょっと私にも心あたりがありません。

以上です。

(石渡会長) ありがとうございます。

障がいによってもいろいろ違うかなと思うのですが、吉田委員、今のようなお困りが、困ったことがあったときに相談に乗ってくれる方って、割と学校の中とか、身近にいらっしゃるのでしょうか。

(吉田委員) 一応学校のほうでは、スクールソーシャルワーカーさん、学校の心理士さん等いまして、毎週水曜日にいらっしゃって、話を聞いていただくという形で。そういう心理士さんとかを通して、相談に乗ってもらったりしています。

(石渡会長) ありがとうございます。

そうしましたらば、そのスクールソーシャルワーカーとか心理士さんを通して、少し先生方のほうにも何かご相談できるようなことにもなっているのでしょうか。難しいですか。

(吉田委員) その話というのは、どこら辺まで先生のほうにあればいいのかはわからないのですけれども、一応、自分のこうこうこういうことがあったということで、聞いてもらえることで安心するというのがあります。

(石渡会長) まずは安心できるというのが第一かなというふうに思いますので、また何か吉田さん、お気づきのことがあったら、いろいろこの場でもいいですし、区役所の方にも。やっぱりこのままにしないで、何か少しでも前に、いい方向に行くように、今、せっかくお話をしてくださったので、進められたらというふうに思います。ありがとうございます。

今、吉田委員ご発言いただいたことと25番の事例などに関して、ご意見のおありの委員の方がいらっしゃいましたらお願いをしたいと思います。

(曾我副会長) 曾我でございます。25番の事例についてです。

結果として住み続けることができたというところで、よかったとは思いますが、そもそもこの契約の時点で、障がいの有無の確認をされているということ自体がどうなのだろうという気がいたしました。人にはプライバシーに含まれる特性というのはいろいろあるわけで、病気だったり、人によっては前科だったり。そういったものの中で、障がいというものを取り上げて入居時に申告させるというのは、それこそ正当な理由がなければ、不当な差別的な取り扱いなのだろうと思います。本件、その確認がどういった形でされたのか、大家さんがしたのか仲介業者がしたのかわかりませんが、もし仲介業者がやっているのであれば、この事例に限らず、ほかにも同じような嫌な思いをされている方がいらっしゃるのだと思いますので、個別のこのケースで解決をしたからよかったですねという話ではなくて、そもそも入居時に確認をするという体制を改めてもらうというところが、大切なのかなという気はいたします。

(石渡会長) 今、曾我副会長からご説明いただきまして、私もちょっとその辺、お聞きしたいところだったので、ありがとうございます。

では、そのあたりにつきまして、どういう流れでこういう確認をしたのかというあたり、もし事務局のほうで何かその後おわかりのこととか。今の時点でなくてもよろしいのですが、この案件だけで終わらせないのは大事なかなと思いますので。

(障害福祉課長) では、事務局のほうから。今、会長、副会長からもお話がございましたように、やはりこの確認をする必要があったかどうかという部分を含めて、パンフレット等も取り寄せて、周知指導を行ったところでございます。

あとは、今の区のほうでは、この居住の場の部分につきましては、居住支援の協議会といったものを関係業界含めて立ち上げの準備もしておりますので、我々としても、こういったところで適切な、いわゆるご案内の仕方等を含めて、引き続き関係の部署とも意見交換をしながら対応してまいりたいと思います。

(石渡会長) ありがとうございます。では、よろしくお願いたします。

ほかに、今の吉田委員のご発言やこの25番に関して、ご意見おありの方。

(砂岡委員) 公募区民の砂岡です。

今の曾我さんの発言です。これ、そもそも入居をするときに確認をすること自体は違法ではないですか。

(曾我副会長) どういう理由で確認をされているのかと、業者側にももしかすると理由があるかもしれませんが、そこを確認しないと何とも言えないですけれども、一般的に考えて、そこを確認する理由はないだろうと思いますので、違法な可能性が高いのではないかなというふうには思っております。

(砂岡委員) わかりました。

何か、区のほうで今後の対応というか、考えられるそうですが、例えば身体障がいの場合にバリアフリーの建物であるか、ないかとか、そういう意味では、確認をする項目、必要などところもあるような気がするのですが、いかがなのでしょう。例えば足が不自由な方に、急な階段があるアパートは無理ですねということになりますよね、多分。ですから、障がいと一くくりに話をしてしまっているのですが、身体、足が不自由なのですかという確認というのは必要な気がするのですが、その辺はいかがなのでしょう。そもそもこの入居を

あっせんするときとか、紹介をするときに、障がいがあるか、ないか聞くこと自体が違法なのかどうか。違法性というよりは、必要事項として身体の不自由な方に不利な住宅、アパートなんかもあるので、そういう意味では、きちんと確認をするということでは、よろしいのではないか。ですから、もしそういう対応をするようなマニュアルみたいなものをつくられるのであれば、区のほうでも配慮をされたらいかがですかという意見です。

(石渡会長) 鈴木委員、お願いいたします。

(鈴木英明委員) 連合会の鈴木英明です。

規約になるかどうか、違法性というのは法律があるか、ないかの問題であって、この差別の問題は法律以前の問題なのです。つまり、思いやりを持って、自分が足の悪い人たちは階段のあるところは借りませんから、それから、自分が住めないところは借りませんから、その住む人が選ぶんです。

それから、「あなた足が悪いんです」と言うこと自体が差別なのです。何か助けることはありますかと言うだけで、それ以上でもそれ以下でもないのです。米国の法律で言うと。それを担保するのです。もしそれ以外の手を貸しましょう、これを持ってあげますということと言ったら、それが罰則になるのです。助けるということは、この人は何が必要なかを尊重することなのです。

だから、先ほどの不動産の立場で言うと、借り人がここだったらバリアフリーだから借りようかな、これはバリアフリーじゃないから借りないということは、借り人が選別をする。そこで、そういう障がいがあるか、ないかを聞くこと自体、もう明快に違法です、米国においては。サービス業は、そうやって、接客業も含めて担保されている。

(石渡会長) 鈴木委員、ありがとうございました。

日本の差別解消法も、6条、7条のところでは、合理的配慮について、意思表示が本人からあった場合は対応するというのが原則になっていますから、この辺も難しいところですけども、多分お借りになる方のほうで、階段とか配慮が必要なことについて業者に言うことは当然なんだと思うんですけども、業者のほうから聞くというのは、先ほど曾我委員がおっしゃられたように、プライバシーの侵害になってくるのだらうというふうに思います。その辺のところは、しゃくし定規にこうではなくて、本当に、その場とか障がいがある方の状況に応じて、いろいろなふさわしい対応というのを考えていくべきというようなことを考えさせるのが法律の趣旨ではないかなというふうに思っているんですけども、でも、大事な視点を砂岡委員にご指摘いただいたかと思えます。

このあたりの話の関連で、何かご意見がおありの方はいらっしゃいますか。

もしなければ、この差別に関して、恵美委員がお考えになっていらっしゃることをご発言くださるということで、準備をしてくださっていますので、すみません、お待たせいたしました。恵美委員、お願いしてよろしいでしょうか。

(恵美委員) 最近の困りごと。特に、今日は、ないと不便に思うものを考えました。携帯・スマホの手続きは、姉がやってくれる。役所の手続きは、母がやってくれる。給料などのお金の管理は、母がやってくれる。会社で困ったときは、会社の指導員に相談できる。鉄道やバスはSuicaで乗るのが便利だが、Suicaを忘れるととても不便。お金で切符を買うのは大変。スマホがないと生活が不便。例えば、通行人が目の前で倒れていても、携帯がないと救急車が呼べない。

気になるニュース。先月6日、西日本豪雨、もしもあつたら困る、水道・ガスなどのライフラインがとまる。避難をするときは家族が心配。そのときに全員が家にいるとは限らない。携帯の電源は、水でだめになる。連絡がつかなくなる。家に一人だったら、もっと不安になる。

以上です。

(石渡会長) 恵美委員、ありがとうございます。恵美委員も、日々の生活でいろいろな方がお手伝いや協力をしてくださって、支障がなくやれているけれども、Suicaを忘れると困るということですが、私もつい先日忘れて、警察に取りに行ったり大変な思いをいたしました。

あと、西日本の豪雨のことなどについても、すぐ恵美委員のお立場でいろいろと考えていらっしゃるって、本当に私も、あの豪雨は大変だったと思うのですけれども。自分の場合に置きかえて考えるみたいなことをやっておりませんでしたけれども、恵美委員、しっかりご自分の立場で本当に考えていらっしゃるって、すごく日ごろ、いろいろなことに備えていらっしゃるのかなというようなことを感じて、少し私も、忘れ物のことも含めて、態度を改めなくてはと思いました。ありがとうございます。

今の恵美委員のご意見について何かご意見とか。

佐々木委員、何か補足していただけるようなことはございますか。

(佐々木委員) 育成会の佐々木です。

今、恵美さんから、困りごとは今のところないと。ただ、お母様やご家族がいろいろ手伝わってくださっていることで、恵美さんの生活がきちんと成り立って、回ると思うのです。

今、相談を受けている方で、お母様がなくなった途端に、キャッシングローンとかで結構お金を借りてしまって、借金が膨らんでることが最近わかりまして、やっぱり知的障がい者の場合、どんなに軽度であっても何らかの支援、特にお金の管理ってすごく難しいのかな。私は、どこで幾らを借りているのか、何回も何回も尋ねましたけれども、この1年間の間にいろいろなお話をする中で、ようやく、そのことがわかったのです。ですから、説明を何回もしてくれているんですけども、どうしても理解できない部分があったりして。

ですので、何か、今、キャッシングカードで簡単にお金が借りられる時代になってしまっているのですけれども、そういったあたりも、さっき障がいがありますかと聞くこと自体が差別なのかもしれないのですけれども、すごく便利になった分、後で大変なことになってしまう。いろいろな銀行から借りられてしまうと、後で大変なことになってしまうのです。そういったあたりをどういうふうに対策していくかということも、差別と、何とこののでしょうか、やっぱり合理的配慮になるのかと思うのですけれども。そのあたりがどう、何とこののでしょうか、うまく、本人にとって本当に悪くならないようにするということがなかなか難しいかなと思いました。

今、差別解消法は、行政機関とか民間の事業者が対象になっていますけれども、やっぱりさっき精神障がいの方で不動産の件がありましたけれども、やはりこの方も、地主さんから「あなたは障がいがあるのだから、もうお金は払えないでしょう。出ていきなさい」と。お金が払えなかったらしょうがないかなと思うのですけれども、「あなたみたいな人は、施設に入るべきだ」と言われたらしいのです。「何だったら、私が紹介してあげるわよ」

みたいなことまで言われて、当然怒っていらっしやいますけど。それはやっぱり個人の問題なので、この法律の対象にはならないのですけれども、やっぱり、皆さんが理解をしてくださって、本当に暮らしやすい社会になるといいなというふうには感じました。

(石渡会長) 石渡です。

佐々木委員、ありがとうございます。

いろいろなことを改めて考えさせられましたけれども、あと、当事者というお立場で、宮澤委員、今、お二人が違う障がいのお立場でお話がありましたけれども、何かお気づきのことがあったら、ご発言いただけますでしょうか。

(宮澤委員) NPO法人大身連の宮澤です。

私は、大身連の下部組織で、大田区肢体障害者福祉協会の代表をしておりますけれども、実は、東京都の差別解消条例制定にかかわるアンケートというのをとりまして、そのちょっと知人の、会員の差別の事例を、それでもよろしいでしょうか。

(石渡会長) はい。

(宮澤委員) そのアンケートの結果ですけれども、うち、意外と多いのはプールです。本人が書いたものをちょっと読みます。スポーツセンターにて体力をつけたいと思ってトレーニングルームへ行ったら、入り口で断られ、品川区へ行ってほしいと言われた。近場でないと意味がないので何度もお願いをしたのですが、結局利用させてもらえませんでした。区民プールでも入り口の受付で拒否をされ、どちらも理由は、何かあったら困るからというものでした。この方は肢体障がい、足が悪いです。車椅子を利用しておりますけれども、少しおりて、少し歩けるぐらいの感じですが、どうもこの事業者側は、やっぱり何かあったら困るということですね。皆さん、そういうふうに見てしまうでしょうけど、本人はできるということで何度もお願いしたそうなので、やっぱり公共の場では何かあった場合の責任がとれないということで、拒否されてしまうということはあるそうです。

それからもう一点、先ほどのバリアフリーの問題ですけれども、これはまた別の方の件ですけれども、駅前のコンビニ入口が突然段差がある箇所に変更されました。以前は段差なしで、車椅子でも支障なく入れた。車椅子利用の仲間が同店に利用しづらくなったことを申し入れたら、同店側は改善するつもりはないという回答でしたそうです。これは、よくあることでして、なぜ階段があるほうの入口しかないのかというのが、よく車椅子の方からの意見があります。こういう差別は、もう全く差別という問題よりも人権無視だという方もいらっしやいます。そういう方からの意見が、いろいろ10人ほど、東京都の条例に関するアンケートで、肢体障害者福祉協会からのアンケートとして出ております。

以上です。

(石渡会長) 宮澤委員、とてもわかりやすい例をありがとうございます。何かあったら困るというのは、別に障がいのある、なしにかかわらないという話をよくするので、そういう拒否のされ方があるというのはよくお聞きしますし、あと、階段があったのをスロープにしてなくすというのは、今の流れだと思うのですけれども、逆はまだあるのですね。それは、やっぱりベビーカーの方ですとか、キャリーバッグを持っていらっしやる方なんかも困るというバリアフリーの時代になりつつあるのですけれども、こういう事例は、何か行政のほうでは指導とか、していただけるようなことはあるのでしょうか。

(障害福祉課長) バリアフリー等について、私ども区市町村の建物なんかはそうすけれども、いわゆるバリアフリー基準に適合したものをつくるというのは、これはもう最低限のルールでございます。

あと、今お話が出ているように、個別対応的な部分は、後で東京都の条例の考え方も出てくるかと思えます。民間事業者が合理的配慮の提供というのを、今、法律の中では努力義務ということになっておりますが、今度10月1日から施行されます都の条例の中では、民間事業者であっても、合理的配慮については義務規定が入ってきておりますので、今後そういったものの中で動きが出てくる部分もあると思えます。

ただ、この辺はかなり個別の事案でもあるので、一般論としてはなかなか語りにくい部分もございます。あまりないと思うのですが、段差たとえば5メートルあるようなところにスロープをつけるようになってきますと、いわゆる環境整備面との絡みも出てきます。実は、今回の都条例の制定の中でも、この辺の部分の懸念というものについて、民間事業者さんからもかなり逆の部分でご意見もあったということです。やはりこの間お話が出てきておりますように、いわゆる障がいのある方と、ない方たちが対話をしながら、ここだったら、どういうやり方ができるのかと、さらにお互いの理解の上で一致点を見出していくことが必要かなと思えます。区といたしましても、東京都の条例の制定の動き等も踏まえながら、やはり皆さんにとってご理解いただけるような周知・啓発といったような部分を、取り組んでいく必要があると思えますし、またこういった相談の個別事案の中で個別に対応できる部分があるのかどうかという部分については、関係セクションとも協力をしながら、取り組めるものは対応していきたいと考えております。

(石渡会長) 石渡です。

ありがとうございます。

そうしましたら、今、都の条例のことなども出ましたので、次の議題に進みたいと思っておりますが、約1時間たっているんで休憩を10分程度よろしいでしょうか。では、ちょっと息抜きをしていただいて。ありがとうございます。

(休憩)

(石渡会長) 石渡です。

では、再開をさせていただきたいと思えます。

いろいろご意見をいただいて、ちょっと時間も残り少なくなってきましたので、議題としては2番目、区の取組状況、それから、さっき東京都の条例の話も出てきましたので、あわせて、事務局、ご説明いただいましてよろしいでしょうか。お願いいたします。

(障害福祉課長) 承知いたしました。

それでは、先ほど宮澤委員からもあった案件の、コンビニでの対応の部分について、実は、区のほうもかかわっております、最終的にはお店のご理解も得て、店員の皆さんが、必要な場面については対応するというところで回答をいただいておりますので、もし、またその後の対応の中で起こっていることがありましたら、お教えいただければと思えますので、ちょっと補足をまずさせていただければと思えます。

それでは、今、会長からもございましたように、この法のかかわります大田区の取組状況についてご説明をしたいと思えます。資料はございません。まず、一つの取組でございますけれども、こちらの障がい者総合サポートセンターの主催で、事業者、また

区民の方向けに法の趣旨を、きちんとお一人お一人に理解をいただくという観点から、研修を行う予定でございます。日時が11月22日の木曜日、午後1時から3時でございます。この会場でございます。講師は、この会議の会長でもございます石渡会長がご登壇をなさるとのことでございますので、ぜひ、皆様の所属等でもご案内いただきまして、広く、多くの方に一緒に学んでいただければと思いますので、ご紹介をさせていただきました。

続きまして、二つ目の取組でございます。こちらの法が施行されてから、区の職員につきましては、合理的配慮等の提供は当初から義務ということもございまして、この間一貫して、職員への研修も行ってきているところでございます。昨年度は、こちらの会議の委員でもございます官澤委員を初め、障がい当事者の方々3名の方にお話をお聞きかせいただきまして、学びを深めているところでございます。職員からは、私もアンケートを拝見しましたけれども、やはり当事者の方のお話をお聞きするということが、区の職員の中でも、やはりあまりないセクションもございまして、大変貴重な機会だったという感想等もいただいております。今年度につきましては、まだ詳しい内容については詰め切れておりませんが、昨年度のこの取組をさらに生かしながら、職員にとっても、障がいというものの理解と、あるいは、障がいをお持ちの方の心情というか、お気持ちに寄り添えるような対応ができる職員の育成をできる研修にしていきたいと思いますと考えております。

次に、3点目でございますけれども、本日、皆様の机上に黄色いチラシを配付させていただいております。「聞いて学び体験できる！ユニバーサルデザイン」という企画講座でございます。こちらの講座は、第1回目を7月28日に実施予定でしたけれども、台風の影響もございまして、延期となったものでございまして、8月25日が第1回目の開催となります。こちら、障がい当事者の方々から直接お話を伺い、また、車椅子の体験利用等を含めてできる企画でございます。

区といたしましては、こういったさまざまな取組を進めまして、差別解消に向けた一人ひとりにきちんとしたご認識のもと、ご対応いただけるような社会づくりの理解・啓発を進めてまいりたいというところでございます。

以上、まずは、区の差別解消に関する取組のご説明ということでございます。

続きまして、会長からございました東京都の障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例について、ご説明を申し上げたいと思います。こちらは参考資料という形でおつけてございますので、お聞きいただければと思います。

この条例でございますけれども、先ほど福祉部長からも挨拶の中でも少し触れていただいておりますけれども、今年度、まだできたばかりのものでございます。

そのため、詳細な説明等の資料は、大変申しわけないのですが、まだ私も、東京都からいただいている状況でございますので、今日の時点ということで、この条例の特徴的な部分と、あと、私も区のほうで、多分こうとれるのではないかという範囲の部分でご説明をさせていただきたいと思っております。

ルビも振っております、かなり細かい字になっていて申しわけないのですが、まず一点目でございます。資料を数枚おめくりいただきまして、第七条の、障害を理由とする差別の禁止という項でございまして、こちらの2の部分をご覧になっていただければと思います。国の法律の中では、民間の事業者さん等が、個別にご対応する合理的配慮という部分については、努力義務となりますが、こちらの都の条例の中では、都内に有する

事業所、民間の事業所さんにつきましても、この合理的配慮の実施は、負担が過重でない場合に、障がいをお持ちの方の権利利益を侵害することがないように、必要かつ合理的な配慮をするということを、義務として規定したものでございます。

今後、東京都の条例の中で、民間の会社であったり、お店などでもできる、各事業者さんの状況によっても個別に違ってくる部分もあるかと思うのですが、必要な工夫を対応する義務ができてきたというところが、法律と違う点になっているところでございます。

次に、2点目でございますが、第八条をご覧ください。広域支援相談員というものが、今回規定をされております。こちらは、東京都の中で設置をされるものでございます。こちらの相談員というのは、障がいを理由とする差別等に関する相談を受け付ける専門の相談員ということで、東京都が設置するものでございます。今、区では、先ほどご説明を申し上げた相談事例等の中で、区役所のさまざまなセクションに入ってきたものを、障害福祉課であったり、地域福祉課であったり、あるいはこのサポートセンターが相談の窓口ということで受け付けをして、対応をさせていただいております。こちらの相談をご利用することもできますし、専門の相談員のいる東京都のほうに直接相談者の方が相談することもできます。ですので、大田区にまず相談をしてというルートをとる必要はありません。もし相談をしたければ、東京都の広域支援相談員に直接ご相談をさせていただいても構いませんというものでございます。

次に、3点目になります。第十四条をご覧ください。第四節で、調整委員会を、東京都が設置をいたします。先ほど申し上げた広域支援相談員さんが相談を受けて、その中で当事者の方、あるいは事業者の方のお話もお聞きしながら、調整がつけばそれはよろしいのですけれども、相談をしたのだけれども解決に至らないときに、相談をされた方が都知事に対しまして、これを何とか解決してくださいということを、今回、申し出る制度が規定をされております。そのために、具体的にこの相談についてどう対応するかというのを検討する場として、調整委員会というものが新たに設けられるというものでございます。

この3点の部分が、特に今回の東京都の新たな条例の中で、今、私どもが読み取る範囲の中では、国の法律との照らし合わせでも、少し枠を広げていたり、少し明確になってきた部分ではないかなと考えておるところでございます。

資料の5をご覧ください。いただければと思うのですが、大田区における障がい者差別に関する相談対応の流れというもので、差替え版を配付させていただいております。特に、今回、以前の会議で配布した資料と変えた部分といたしましては、紛争解決の仕組みのところの最初の1というところに、「東京都では、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を制定（平成30年10月1日施行）し、紛争解決のための第三者機関（調整委員会）の設置を予定。」ということで、前回お配りした資料とちょっと記載内容を変えさせていただいております。

東京都単独で、この障害者差別解消の取組ができるわけではございませんということ、東京都より既にご説明がございまして、引き続きまして、我々大田区といたしましても、東京都とも連携しながら、相談であったり、あるいは東京都の条例の制定を受けて、この法の趣旨の理解と周知・啓発にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

今日ご説明ができる範囲は、以上でございます。

（石渡会長） 石渡です。

ありがとうございました。今、大田区の対応の状況、それから、東京都でつくれた、10月から動き出す条例についてご説明をいただきました。

このことをぜひ聞いておきたいという方がいらっしゃいましたらば、ご質問、お二人ぐらい受けられるかなと思うのですけれども。

では、まだこれから動き出すところですし、いろいろ気づいたことがあったら、またご意見をいただくということで。それでは、次第に「その他」とございますが、今日、差別解消に関していろいろご意見、特に当事者の3人の委員の方からは、とても大事なご指摘をいただけたかなと思いますが、このことを発言しておきたいという委員の方がいらっしゃいましたらお願いをしたいと思いますが。

(白井委員) 自立支援協議会の白井です。

ちょっとまた話が戻って申しわけないのですけれども、先ほどの25番の、吉田委員のほうからご説明いただいた件なのですけれども、自立支援協議会では、障がいのある方も地域で生活していけるようにということで、みんなで力を合わせてやっているところなので、恐らくこういう事例を見たら、委員のメンバーは多分すごく怒るのではないかなと思っていたのです。私も、ちょっとその中で疑問に思ったのは、入居後に精神疾患があることを伝えたところというふうにあったのですけれども、吉田委員のお話を聞いた中でも、多分自分から進んで言ったわけではないのかなと思っていて、どういう状況で言わざるを得なかったのかなというところが、ちょっと私自身、ひっかかったところなのです。

そうしたときに、例えば、実際に何かしらそういう障がいがあるということが理由で、何かもし大家さん、何か困ったことがあったのであれば、それをちょっと相談できるような場所とか、あとは、こういうことに対してはこういうふうにしたほうがいいですよみたいなものを、あらかじめ用意しておくというのもやっぱり必要な、なんて思っております。

あとは、結果的には住み続けてよいというふうになったということなのですけれども、何かこの表現もちょっとすごく心が痛むところで、住み続けるといったときに、やっぱり気持ちよく、安心してその場所に住み続けられるかといったときには、いろいろな意味での環境整備って必要なと、いつも川崎委員がおっしゃっていただいているように、環境整備が必要かなと考えています。

そうしたときに、自立支援協議会でもこういう事例もあるということで、また取り組んでいきたいと思っておりますし、あと、先ほど居住支援協議会が動き出すというお話がありましたので、ぜひ自立支援協議会とか、あと、この地域支援協議会とか、やはりいろいろな立ち上がった組織がうまく連携していくことで、うまく相乗効果というのか、1足す1が2以上になっていけばいいのかなというふうに感じました。

吉田委員、どうもありがとうございました。以上です。

(石渡会長) 白井委員、ありがとうございました。

ほかに何か、このことをという。

では、お願いいたします。

(高橋委員) 公募区民の高橋です。

私もこの資料3の25についてなのですけれども、この件は、結論としては相談者と不動産会社で話を重ねて解決したというふうなことで、解決がついてよかったなというふ

うに思うのですけれども、一般的には、なかなか区に相談があって、区が介入しないと解決が難しいというふうなことも想定されるのですけれども、これはあれですか、自主的な解決がやはり望ましくて、それで自主的な解決が可能だからこそ、区としてはサポートすることにとどめたということなののでしょうか。

それから、対応概要で、相談者に区の無料相談や国土交通省の窓口を案内しているとともに、並行していろいろなことをなさってというふうにも思うのですけれども、一般的には、なかなか相談すること自体が困難な方の場合に、たらい回しみたいになると、相談がどこかで途切れて、諦めてしまうみたいなことも想定されるように思うのですけれども、この事例の場合には、そういった専門的な部署を相談対応として伝えることが有効であるというような判断のもと、こういうことになったのでしょうか。

そのあたりを教えていただければと思います。

(石渡会長) お願いします。

(障害福祉課長) こちらのケース、このまとめ方だと、かなり個別の事案の詳細なエビデンスがわからず、いろいろなことが類推されるかなと事務局のほうも反省してございますので、今後、掲載の仕方も考えていききたいと思っております。一応、こちらの方につきましては、区の関係者も入って個別の支援の関係でも対応していたというところがございませぬ。

あと、相談の部分の、よくたらい回しというふうな言い方になってしまうかもしれないのですが、私ども、特にこの部分につきましては、ご本人方からすると、やはり相当なご苦労があって区役所にお申し出があったということは、常々受けとめていただいております。ですので、その部分については、担当者を含めていつも確認をしておりますが、今後ともそういったことがないように努めてまいります。もし、例えばお知り合いの中で、区の相談対応が至らないところがありましたら、本当にお恥ずかしい話なのですが、我々としてももう一遍、きちんと体制を含めて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

あと、いわゆるどこをもって合理的配慮の最期を、到達、見出していくかというのは、これは当然、権限でできる部分もあるのですけれども、法律で縛り切れなところの、まさに人と人が対話をする中でどう答えを導き出していくかというところが、やっぱりこの法の逆に難しさの部分でもあると思っております。どこまでどうできるかというのは、個別の部分になってくるのかなと感じているところでございます。

(石渡会長) 石渡です。

ありがとうございます。

高橋委員、今のご説明でよろしいでしょうか。

(高橋委員) はい、わかりました。

(石渡会長) 今、事務局も最後におっしゃっていただきましたけれども、この合理的配慮との関係で、建設的対話というような言葉がすごく注目されていて、今までお互い知らん顔をしてしまっていた同士が、本当に何かトラブルだとしても、それをきっかけにいい関係をつくって、いい地域をつくっていいところになってくるのかと思うので、ぜひいろいろ大変なことはあるかと思っておりますけれども、少しずつ前に進めたらと思っております。

あと、先ほど、佐々木委員が銀行の借金なんかの話をしていて、このあたりも、成年後見

制度なんかがいい使い方ができると、そのあたりは、先ほど中原委員がおっしゃっていたのですけれども、いろいろ大田区でも検討していらっしゃるかとお思いますので、差別という否定的な使い方ではなくて、何か少しずつでも地域がいい方向に行くように、自立支援協議会がそのあたりはまた、いろいろな活躍をしていただけるのかなとお思います。

3 閉会

(石渡会長) 今日、とっても大事なご意見をたくさんお聞きできましたし、ちょっとご発言しそびれていた委員の方には申しわけなかったのですけれども、またぜひ、次回にでもいろいろお聞きできたらというふうに思います。

では、事務局から次回の案内をお願いします。

(障害福祉課長) 次回、次第にも書いてございますが、第2回につきましては、年が明けました1月17日、木曜日、時間は同じ時間でございます、会場のほうも同じ、こちらの会場でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(石渡会長) それでは、これで第1回の協議会は閉会ということで、どうもありがとうございました。